

広報 砂川キッズ

令和2年

8/1

No.2188



すながわ 住まいのおしらせ



① 空き家・空き地の紹介と募集をしています

砂川市住み替え支援協議会（以下協議会）では、空き家や空き地の物件紹介や募集を行っています。詳細は協議会事務局（住生活支援係⑭番窓口）にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



【ホームページアドレス】

https://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/seikatsu_kurashi/juutaku/akiya-akichi.html

砂川市 空き家 空き地

検索

※ホームページに掲載している物件情報については、紹介を目的としており、斡旋^{あつせん}や仲介などは行っていません。賃貸や売買に関する交渉、契約については、利用者間の責任において行ってください。また、物件の賃貸や売買に関する交渉、契約に関するトラブルについては、市では責任を負いかねますので、ご注意ください。

住宅（自宅）を登録して成約した方

▶登録物件促進補助金

自らが居住していた（相続したものを含む）住宅を協議会が行っている空き家情報の登録物件としてホームページなどで公開し、その後、売買または賃貸が成約した所有者などに補助

- ・売買の成立 10万円補助
- ・賃貸の成立 5万円補助

※空き地は対象外です。

② 空き家の適正な管理をしていますか？

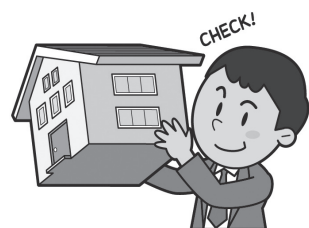
適正な管理がされていない空き家など（その敷地を含む）は、屋根や外壁などの老朽化によって、建材が落下・倒壊・飛散するといった事故を招きます。また、施錠が不完全な場合には、不法侵入・不法投棄・放火のおそれがあるなど、近隣に多大な迷惑をかける場合があります。もしも、所有する空き家などが原因で、近隣住民や通行人にけがをさせた場合は、管理責任を問われるばかりか、法的な手続きにより損害賠償を請求される可能性もありますので、適正な管理が必要です。

○定期的に除草や樹木の^{せんてい}剪定を行ってください。

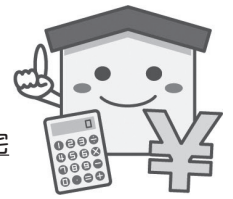
- ❖夏は雑草や樹木の枝が急激に生長し、害虫の発生につながります。
- ❖秋には枯れた雑草や樹木の枝が火災の原因になります。

○建築物の破損箇所の修理をしてください。

- ❖屋根や軒裏、外壁などの破損箇所の建材は強風で飛散することがあります。
- ❖窓ガラスやドアの破損・未施錠は不審者が侵入する原因になります。



3 住まいの補助金制度を利用しましょう！



詳しい条件などは、建築住宅課へお問い合わせください。

住宅の新築・中古住宅を購入する方

▶ まちなか住まいる補助金・移住促進補助金・子育て支援補助金・同居近居促進補助金

- ・新築住宅 最高 120 万円補助
- ・中古住宅 最高 70 万円補助(昭和 56 年 5 月 31 日以前の住宅は対象外)
- ・市外から市内への移住 20 万円補助

※区域、市内・外企業、建築年によって補助率・上限額が変わります。

さらに、18 歳以下の子どもを扶養する世帯または子どものいない 40 歳以下の夫婦世帯には

- + 18 歳以下の子ども 1 人につき 10 万円補助
- + 子どものいない 40 歳以下の夫婦世帯に 10 万円補助
- + 親と同居で 30 万円 (新築)、20 万円 (中古) 補助
- + 親と近居 (同一の小中学校区もしくは市内で直線 2km 以内) で 10 万円 (新築)、5 万円 (中古) 補助

さらに!

要事前申請

自宅に太陽光発電システムを設置する方

▶ 住宅用太陽光発電システム導入費補助金

自らが居住する (予定含む) 住宅または同一敷地内に、未使用の JIS 規格または JET 認証を取得している (太陽電池モジュールおよび蓄電池を含む) 太陽光発電システムを設置する方に補助

- ・地元企業を利用 20% (上限額 50 万円)
- ・市外企業を利用 10% (上限額 25 万円)

要事前申請

住宅の改修・リフォームをする方

▶ 高齢者等安心住まいる (住宅改修) 補助金

介護認定を受けていない 60 歳以上 (同居人を含む) で、手すりの取り付け、段差の解消、バリアフリーユニットバスの導入など、3 万円以上の改修工事を行う方に補助

- ・地元企業を利用 4/5 (上限額 22 万円)
- ・市外企業を利用 2/3 (上限額 18 万円)

▶ 永く住まいる (住宅改修) 補助金

※一般リフォーム工事・耐震改修工事

自らが居住する住宅の 50 万円以上の間取り変更、増築、外壁や屋根などの改修工事などを行う方に補助

- ・地元企業を利用 20% (上限額 40 万円、耐震改修の場合は上限額 50 万円)
- ・市外企業を利用 10% (上限額 20 万円、耐震改修の場合は上限額 30 万円)

※擁壁改修工事 (ブロック塀を除く)

自らが居住する住宅用の土地に築造された高さ 1.5 m 以上の擁壁の改修工事に補助

- ・工事費用の 30% (上限額 200 万円)



「永く住まいる (住宅改修) 補助金」の対象者で、さらに 18 歳以下の子どもを扶養する世帯または子どものいない 40 歳以下の夫婦世帯は一律 10 万円補助 (子育て支援補助金)

要事前申請

住宅を解体する方

▶ 老朽住宅除却費補助金

自ら居住していた住宅の所有者 (相続人を含む) で、車庫・物置・塀などの付属物の解体および家財の処分費を含む 50 万円以上の解体工事を行う方に補助 (賃貸住宅や法人所有の住宅、店舗などは対象外)

※自ら居住していた住宅を賃貸 (貸家) していた住宅の補助率および上限額は右記表の 1/2 です。

建築年代	構造	地元企業を利用		市外企業を利用	
		補助率	上限額	補助率	上限額
昭和 39 年以前に完成されたもの	木造	50%	40 万円	25%	20 万円
	非木造		50 万円		25 万円
昭和 49 年以前に完成されたもの	木造	40%	40 万円	20%	20 万円
	非木造		60 万円		30 万円
昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認	木造	30%	40 万円	15%	20 万円
	非木造		60 万円		30 万円
昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認	木造	20%	30 万円	10%	15 万円
	非木造		40 万円		20 万円

固建築住宅課 Tel 54-2121



きれいな墓地にしましょう

お盆の時期が近づいてきました。市ではカラスや野生動物などによるごみの飛散を防ぐために、墓地内にごみ箱を設置していませんが、依然として墓地内での投棄が多く見られます。周辺でクマの出没も相次いで起きていますので、供物やごみなどは各自で持ち帰るようお願いいたします。

また、使用している墓地は、草刈りを行うなど適正な管理を行い、他人に迷惑がかからないよう心がけましょう。

☎環境衛生係Tel 54-2121

「すくすくちゃんねる」に掲載してみませんか

広報すながわの裏表紙にお子さんの成長記録を残してみませんか？

3歳くらいまでのお子さんで、お父さん・お母さんのコメント400字程度に写真を添えて下記へ申し込みください。兄弟・姉妹での申し込みも大歓迎です。

☎広報広聴係Tel 54-2121

令和2年度砂川市民文化祭中止のお知らせ

毎年10月に開催していましたが「砂川市民文化祭」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年度は中止とします。

開催を楽しみにされていた皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

☎砂川市民文化祭実行委員会
(公民館内) Tel 52-2339



砂川ゲートボール協会 会員募集

砂川ゲートボール協会では、会員を募集しています。まだまだ経験不足ですがみんなで楽しんで活動しています。若い方やご年配の方など、どなたでも大歓迎です。ぜひ一度見学にお越しください。

また、使用しないゲートボールスティックをお持ちでしたら寄付していただくと助かります。

●とき 毎週水曜日 8:30～12:00

●ところ 多目的広場（総合体育館付近）

●申込 下記へ

☎砂川ゲートボール協会 横畠
Tel 54-3775



8月の保育所開放

「同じ年齢の子どもと遊ばせたい」「お母さん同士友達になりたい」「育児の相談をしたい」そんなお母さんを応援するため、保育所を開放します。どうぞお気軽にご利用ください。利用の際は、事前に申し込みが必要です。

●とき 8月5日(水) 10:00～11:00

●ところ 市内保育所

●対象 未就学児とその保護者

●内容 「水遊びを楽しもう②」

●申込 下記へ

☎ひまわり保育園Tel 54-4555

さくら保育園Tel 52-3335

空知太保育所Tel 53-3287



後期高齢者健康診査

すながわ健康ポイント対象事業

9月の健診を次のとおり行います。ご希望の方は申し込みください。

●とき 9月1日(火)～10日(木)

●ところ 細谷医院、明円医院、村山内科医院、いとう内科循環器科クリニック、砂川慈恵会病院

●対象 後期高齢者医療保険加入者

●料金 400円

●申込 8月3日(月)～11日(火)までに下記へ

☎ふれあいセンターTel 52-2000



フッ素塗布

虫歯予防のため定期的(6か月ごと)にフッ素塗布を受けましょう。

●とき 8月19日(水) 受付9:30～10:00

●ところ ふれあいセンター

●対象 満1歳6か月～6歳

●料金 無料

●持ち物 母子健康手帳と子どもの歯ブラシ2本

※必ず歯磨きをしてきてください。希望者には歯の染め出しも行います。

●申込 8月18日(火)までに下記へ

☎ふれあいセンターTel 52-2000



屋根・外壁塗装のご用命はお任せください

小さな工事でもお気軽にお電話お待ちしております



(株)加我塗装工業

晴見2条北8丁目3番7号 ☎52-3333

職業訓練指導員(塗装科) 1級塗装技能士の店

水道

についての
お問い合わせは...



中空知広域水道企業団

フリーアクセス
(通話料金無料)

オイシイミズ

080-080-01432

TEL.53-3831 FAX.53-2126

砂川営業所(砂川市役所1階)

TEL 54-2121

料金のお支払いには、
便利な口座振替を

砂川市農業委員会 委員の任命

砂川市農業委員会委員について、令和2年2月からの推薦・公募および6月定例市議会の同意を経て、次の方々が任命されました。

◆任期

令和2年7月20日～同5年7月19日までの3年間

◆農業委員会委員（敬称略）

- ・関尾 一史（会長）
- ・前谷 篤（職務代理者）
- ・片桐 幸示 ・猿渡 万里子
- ・谷口 秀夫 ・渡邊 勝郎
- ・角丸 章 ・菊地 匡
- ・井上 善博 ・竹田 安宏
- ・渡部 延三 ・高橋 宏吉
- ・大原 陸生

☎農業委員会Tel 54-2121



8月の子育てひろば

幼児を対象とした子育てひろばを開催しています。気軽な雰囲気の中、講師や参加者同士、おしゃべりしながら楽しみましょう。なお、参加する際はご家庭で検温をし、必ずマスクの着用をお願いします。

- とき 8月31日(月) 10:00～11:30
- ところ 公民館4階 大会議室
- 対象 就学前の幼児とその保護者
- 定員 10組（先着）
- 内容 「親子ヨガ」
親子でペアになり、簡単なヨガを楽しみましょう。お子さんと一緒に、遊びの延長のような形で気軽に楽しめます。体を動かして、ゆったりリラックスしてみませんか。
- 講師 ヨガインストラクター 川端 いづみ氏
- 参加料 無料
- 持ち物 ヨガマット（なければ大きめのバスタオル）、汗拭き用タオル、飲み物、マスク
- 申込 8月27日(木)までに下記へ
☎社会教育係Tel 54-2121



特別定額給付金の申請は8月7日まで

5月8日から受け付けている特別定額給付金(1人10万円)の申請期限は、8月7日(金)(消印有効)です。申請期限を過ぎると特別定額給付金の給付が受けられなくなりますので、お忘れなく手続きを済ませてください。申請書の未着、紛失などにつきましては、特別定額給付金事務局までご連絡ください。

☎特別定額給付金事務局
Tel 54-2121



認知症を抱える家族の交流会

認知症の介護を経験してきた仲間同士が、悩みを受け止めながらアドバイスしあう交流会に参加してみませんか。参加する場合は事前にご連絡ください。

- とき 8月17日(月)、9月14日(月) 10:00～11:30
- ところ ふれあいセンター
- 申込 下記へ
☎社会福祉協議会Tel 52-2588

令和2年度 会計年度任用職員募集

- 任用予定期間 令和2年9月1日から同3年3月31日まで
- 試験方法 書類選考および面接試験 ●試験日 個別に連絡
- 申込方法 砂川市会計年度任用職員任用申込書兼履歴書（※）に必要事項を記入し、8月3日(月)～12日(木)までに、下記の申し込み先に持参または郵送（必着）

*下記の申し込み先に備え付けているほか、市ホームページからダウンロード可。なお、市販の履歴書でも可。

職種	募集人数	業務内容	報酬	勤務時間など	休日	資格要件など	詳細・申込
公民館等業務員	1	公民館の施設管理、窓口対応など	月給 154,935円～	7:45～16:15、9:45～18:15、12:45～21:15 ●週5日、シフト制	年末年始など	普通自動車免許	教育委員会 文化学習係 Tel 54-2121

*6時間以上の勤務の場合は原則1時間の休憩があります。

*会計年度任用職員の身分などについては「広報すながわ」2月1日号または市ホームページをご覧ください。

りんごの里グループ 創業おかげさまで17周年

りんごの里

晴見3条北8丁目3番5号

☎52-3650

りんごの里 北海道ケアネット

高齢者生活（介護保険）相談、認知症・リハビリデイ、グループホーム

↓リビング

↓1人部屋12帖、2人部屋20帖

個室・夫婦部屋をご用意できます

サービス付き高齢者向け住宅

ホームページはこちらから

フェイスブックはこちらから

ツイッターはこちらから

インスタグラムはこちらから

事業者を対象とした家賃支援給付金を支給します

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策による5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業継続を支えるため、地代・家賃（賃料）などの負担を軽減する給付金を支給します。

▶対象事業者

資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

▶給付要件

次の要件をすべて満たす必要があります

- ①令和元年12月31日以前から事業収入（以下、売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- ②令和2年5月から同2年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかにあてはまること
 - (a) いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っている
 - (b) 連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減っている
- ③他人の土地・建物を自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益（物を直接に利活用して利益・利便を得ること）をしていることの対価として、賃料の支払いを行っていること

▶給付額

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円一括支給

・算定方法 申請時の直近1か月における支払い賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍

対象	支払賃料など（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料など × 2/3
	75万円超	50万円 + (支払賃料などの75万円の超過分 × 1/3) ※ただし、100万円（月額）が上限。
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料など × 2/3
	37.5万円超	25万円 + (支払賃料などの37.5万円の超過分 × 1/3) ※ただし、50万円（月額）が上限。

▶申請方法 次のいずれかで申請

- ①「家賃支援給付金」申請専用ホームページにて電子申請
 - ◆申請専用ホームページアドレス <https://yachin-shien.go.jp/>

- ②「申請サポート会場」にて申請 ※完全予約制

補助員が入力サポートを行います。

◆とき 8月31日(月)まで ※土・日曜日、祝日、8月14日(金)を除く。

◆ところ 商工会議所2階 大会議室

◆申請サポート会場 電話予約窓口

Tel 0120-150-413 (受付時間 9:00 ~ 18:00、土・日曜日、祝日含む)

▶申請期間

令和3年1月15日(金)まで（電子申請の締切は1月15日(金)の24:00まで）

問家賃支援給付金コールセンターTel 0120-653-930 または商工振興係Tel 54-2121

でんしゅ
田酒 純米吟醸

砂川彗星

旨い酒の

山小商店
0120-52-2829



三谷果樹園のブルーベリー狩り

7月下旬～8月中旬 開園9時 閉園17時

大粒のブルーベリーを自分の手で摘み取って、お腹いっぱい食べてください！詳しくは電話やホームページでご確認ください。

☆入園料の団体割引あり（10名以上）

☆摘み取ったブルーベリー（生・冷凍）の
販売・地方発送もしています



三谷果樹園

TEL 54-2036 FAX 52-4636

北吉野町232番地8 HP apple3-mi.com

ご存じですか？ 児童扶養手当と特別児童扶養手当

児童扶養手当

母子家庭や父子家庭などで、18歳まで（※1）の児童または中度以上の障がい（※2）を有する20歳未満（※2）の児童を監護し、下記対象のいずれかに該当する、所得制限限度額【表1】未満の方が受けることができます。

※1 18歳に達した後の最初の3月31日まで

※2 20歳に達する前日まで

▶対象 次のいずれかに該当する児童を監護している父もしくは母または父母に代わってその児童を養育している方

- ◆父母が離婚した児童
- ◆婚姻によらないで生まれた児童
- ◆父または母が死亡または生死不明である児童
- ◆父または母が重度の障がいを有する児童
- ◆父または母が1年以上拘禁されている児童
- ◆父または母に1年以上遺棄されている児童
- ◆父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童

▶手当月額（1世帯あたり）

- 全部支給 43,160円 ●一部支給 43,150円～10,180円

※扶養状況に応じて手当が加算されます。

【第2子】全部支給 10,190円、一部支給 10,180円～5,100円

【第3子以降】全部支給 6,110円、一部支給 6,100円～3,060円

▶引き続き受給するには

現在受給されている方や受給資格のある方は、8月中に「現況届」の手続きが必要です。該当する方には、日程などを別途通知します。

※期間内に手続きをしなかった場合、8月分以降の手当の支給が差し止められます。

▶毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の年6回支給します

- 1月支給分 11月、12月分 ●3月支給分 1月、2月分 ●5月支給分 3月、4月分
- 7月支給分 5月、6月分 ●9月支給分 7月、8月分 ●11月支給分 9月、10月分

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または精神に一定の障がいを有する児童を監護している父もしくは母または父母に代わってその児童を養育している方のうち、所得制限限度額【表2】未満の方が手当を受けることができます。

▶手当月額（1世帯あたり）

- 1級（重度）の児童 52,500円 ●2級（中度）の児童 34,970円

▶引き続き受給するには

●所得状況届の提出

特別児童扶養手当の受給者は、毎年8月12日から9月11日までに「特別児童扶養手当所得状況届」の提出が必要です。該当する方には日程などを別途通知します。

※期間内に手続きをしなかった場合、8月分以降の手当の支給が差し止められます。

●有期再認定請求

特別児童扶養手当の認定には、障がいの種類、程度により異なりますが、1年から2年程度の有期期限があります。有期期限がある場合、有期再認定を受けなければ、翌月以降の手当が受けられなくなります。

▶毎年4月、8月、11月の年3回支給します

- 4月支給分 12月～3月分 ●8月支給分 4月～7月分 ●11月支給分 8月～11月分

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けるには認定請求が必要で、申請した月の翌月分から支給対象となります。

子育て支援係TEL 54-2121

【表1】児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の人数	受給資格者本人		扶養義務者など
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算		

※本人の所得が限度額内であっても、扶養義務者などと同居している場合、その方の所得が限度額を超えていると手当が支給されません。

【表2】特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の人数	受給資格者本人	
	配偶者・扶養義務者	
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算	1人につき21万3千円ずつ加算

※本人の所得が限度額内であっても、扶養義務者などと同居している場合、その方の所得が限度額を超えていると手当が支給されません。

こちらに掲載しきれないイベントやニュースは市ホームページ「すながわ TOPICS」で紹介中！

すながわトピックス

検索

▼式辞では、市長から追悼の言葉と平和への願いが述べられました



戦没者・殉職者へ追悼の誠をささげる 今年で戦後75年

6月29日(月)、総合福祉センターにて、戦争で亡くなられた方々への慰霊を行い、次世代への平和を誓うため、「令和2年度砂川市戦没者・殉職者慰霊式」が開催されました。今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、出席者の制限や短時間での開催とするなど、例年よりも規模を縮小して実施されました。

ジャズを楽しく真剣に！

キッズジャズ新メンバー募集中

7月18日(土)、地域交流センターゆうにて、砂川キッズジャズスクール見学・説明会が開催され、活動に興味のある子どもたちが現役メンバーの合奏練習を見学しました。砂川キッズジャズスクールでは日頃の練習のほか、道内各地のジャズスクールとの交流や合宿、演奏会などの行事があります。興味のあるお子さんはぜひ参加してみてくださいはいかがでしょうか。

▼未経験でもプロの先生が優しく楽しく教えてくれます



このたび、砂川中学校吹奏楽部および砂川小学校ウインズアンサンブルが、青少年の模範となる団体として、砂川市青少年問題協議会から砂川市善行青少年表彰を受賞しました。

砂川中学校吹奏楽部



緑と花の祭典、市民防火のつどい、THE祭などの地域行事に積極的に出演しています。砂川高校吹奏楽部の定期演奏会、砂川小学校ウインズアンサンブルの定期演奏会に賛助出演するとともに、部自らも定期演奏会を開催し、市民に音楽の楽しさや吹奏楽の魅力を伝える活動を通して地域に大いに貢献しています。

砂川小学校ウインズアンサンブル



交通安全市民の集いなど、多くの地域行事に参加しています。また、毎年開催している定期演奏会は地域の方にも公開され、演奏のすばらしさのみならず、明るく元気な活動の様子は多くの市民に元気を与えています。前年度は全道吹奏楽コンクールにも出場し、空知管内においても評価の高いバンドとなっています。

砂川市善行青少年表彰受賞



1 (土)
2 (日)
3 (月) ㊟すながわ飲食店応援券販売 (～7日) 9:00～16:00 ㊟1歳児パクパクひろば (R1年7月生) 9:45まで受付 ㊟市民健康栄養相談 13:00～ ㊟ゆう百歳体操 10:00～
4 (火)
5 (水) ㊟いきいき広場 (65歳以上) 10:00～
6 (木) ㊟ゆう百歳体操 10:00～
7 (金) ㊟無料法律相談 (前日までに予約) 13:00～ ㊟ゆうライトアップ 19:00～
8 (土)
9 (日)
10 (祝) ㊟ゆう百歳体操 10:00～ 山の日
11 (火)
12 (水)
13 (木)
14 (金)
15 (土)
16 (日)
17 (月) ㊟認知症を抱える家族の交流会 10:00～ ㊟ゆう百歳体操 10:00～
18 (火) ㊟ひだまりカフェ 14:00～
19 (水) ㊟1歳6か月児健診 (H30年12月・H31年1月生) 9:30～ ㊟フッ素塗布 9:30～10:00まで受付
20 (木) ㊟いきいき広場 (65歳以上) 10:00～ ㊟ゆう百歳体操 10:00～
21 (金)
22 (土) ㊟レコードコンサート 10:00～ ㊟おはなしのいずみ 11:00～
23 (日)
24 (月) ㊟ゆう百歳体操 10:00～
25 (火) ㊟いきいき広場 (65歳以上) 10:00～ ㊟ゆういきいきサロン 10:00～
26 (水) ㊟乳児健診 (R2年4月生) 13:00～受付 ㊟乳児健診 (R2年1月生) 13:15～受付
27 (木) ㊟ゆう百歳体操 10:00～ ㊟赤ちゃんのおはなしばたけ 11:00～
28 (金)
29 (土)
30 (日)
31 (月) ㊟ゆう百歳体操 10:00～

㊟市役所 ㊟公民館 ㊟図書館 ㊟ふれあいセンター
㊟地域交流センターゆう ㊟総合福祉センター ㊟その他

「広報すながわ」に掲載している行事などについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止や延期、一部変更となる場合がありますのでご了承ください。市ホームページや地デジ広報にて随時情報を更新しています。

みまもいんご通信

市では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるようにさまざまなサービスを実施しています。



「高齢者サービス」を紹介するリン!

▶在宅高齢者配食サービス事業

65歳以上の高齢者などで食生活の改善が必要な方に、昼食の配達と声かけ安否確認を行います。利用者負担額は1食につき300円で、配食事業者は利用者が選択でき、希望の曜日(配食事業者の休日を除く)にお届けします。

●申込 下記へ

▶居宅介護住宅改修資金貸付事業

介護保険制度において住宅改修工事を行い、改修費が20万円を超えた場合、50万円を限度として無利子で資金を貸し付けします。

●対象 介護保険被保険者または被保険者を介護している同居の親族などで、市税の滞納がない、償還能力があるなど一定の要件を満たす方

●申込 下記へ

㊟高齢者支援係TEL 54-2121

8月の休日当番医

	一般診療	歯科診療
2 (日)	明円医院 TEL 53-2100	杉澤歯科クリニック TEL 0164-32-2832 (妹背牛町字妹背牛 385)
9 (日)	市立病院 TEL 54-2131	もじり歯科クリニック TEL 32-1181 (赤平市茂尻本町 3丁目 2)
10 (祝)		河村歯科 TEL 74-6332 (滝川市幸町 4丁目 5-19)
16 (日)	すながわ耳鼻咽喉科 TEL 55-3387	深川第一病院歯科口腔外科 TEL 0164-23-3511 (深川市あけぼの町 1番 1号)
23 (日)	市立病院 TEL 54-2131	おおさき歯科 TEL 0124-23-0648 (芦別市北 1条東 1丁目 7-17)
30 (日)		あい歯科クリニック TEL 22-8500 (滝川市東町 3丁目 1-29)
備考	診療は 9:00～17:00 で、夜間診療は電話 センターTEL 54-2196 へ照会を	診療は 9:00～12:00

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために 「新しい生活様式」を日常生活に取り入れていきましょう！

◆その2 マスクをしよう

せきやくしゃみの飛まつにより感染を拡大させないために、外出するときや屋内にいるとき、会話をするときには症状がなくてもマスクをしましょう。マスク着用の際には鼻と口をしっかり覆い、できるだけ密着させるようにします。マスクの表面は菌やウイルスが付着している可能性があるので触らないようにし、触ってしまった場合は手を洗いましょう。マスクがないときは、せきエチケットを徹底しましょう。



夏のマスク・・・熱中症に要注意!!

高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクを高めるおそれがあります。屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）を確保できる場合は、適宜マスクを外すようにしましょう。マスク着用中は強い負荷のかかる作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をしましょう。マスクを一時的に外して休憩することも必要です。外出するときは、暑い日や時間帯を避け、涼しい服装を心がけましょう。

問ふれあいセンターTEL 52-2000

すながわ飲食店応援券 販売開始!

すながわ飲食店応援券実行委員会（商工会議所、砂川社交飲食協会、北海道観光社交事業協会砂川支部、市）では、新型コロナウイルス感染症対策による休業や自粛要請などにより大きな影響を受けた飲食店を応援するため、市内の飲食店限定で利用できる「すながわ飲食店応援券」を販売します。

A：全店舗共通券（900セット）

1セット 5,000円（6,500円分相当 500円×13枚）

1,500円も
お得!

B：スナック・バー専用券（主に酒類を提供する店舗専用）（100セット）

1セット 5,000円（7,000円分相当 500円×14枚）



購入は1人5セットまで。スナック・バー専用券は20歳以上の方のみ購入できます。

購入の際はマスクを着用のうえご来場ください。

◆利用期間 8月3日(月)～10月31日(出)

◆販売日時 8月3日(月)～7日(金) 9:00～16:00 ※完売次第終了

◆販売場所

【8月3日(月) 9:00～16:00】

ゆうでの販売は初日のみです

【8月4日(火)～7日(金) 9:00～16:00】

地域交流センターゆう（東3北2・TEL 54-3111）

商工会議所（西4北4・TEL 52-4294）

総合体育館（日の出1南9・TEL 54-2175）

総合体育館（日の出1南9・TEL 54-2175）

㈱サワケン（空知太連絡所）（空知太東1-4・TEL 53-5151）

㈱サワケン（空知太連絡所）（空知太東1-4・TEL 53-5151）

問すながわ飲食店応援券実行委員会（商工会議所内）TEL 52-4294

編集後記

▶10月に実施の「国勢調査」はすべての人・世帯が調査の対象です。▶今年は新型コロナ対策のため原則対面での説明を控え、各家庭の郵便受けに順次調査書類を投函しますので、皆様のご協力をお願いします!☑